

# 39さくよう

•発行／(略称 労供労組協)  
労働者供給事業関連労働組合協議会

④110-0000 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F  
電話 03(5603)4570 FAX 03(5603)7265  
•発行人/ろうきょう編集委員会

政府は、派遣法「改正」と一緒に職安法の改定も合わせて行おうとしています。労供労組協は昨年一二月には派遣労働ネットワークと共に派遣法シンポ(二面参加)を開催、二月には労働省への申し入れ 中職審小委員会のヒアリングなどで職安法四条・四五条の堅持、労供事業の事業主性付与や派遣法のネガティブ化反対を主張していました。

林事務局長をはじめ労供労組協代表は昨年一二月三日、労働大臣あてに職安法の改悪に対する要請書を提出しました。この申し入れには、労働省職業安定局民間需給調整事業室の中村係長が対応しました。

この中で労働省側は、「労働省としての方針は、派遣法と職安法の三三(案)の有料職業紹介を

# 派遣法の不効率の労供事業で雇用確保

## 有料職業紹介と派遣法を組み合わせせ?

つなげた法案を用意している。  
審議会の委員からの異論が出ない限り四四条、四五条は現時点ではないじらない」と述べました。

労働省は、雇用情勢の深刻なもので、すべての雇用システムの活性化を基本にしています。

## 労供労組協、職安法改定のヒアリングで主張

昨年一二月三日、中央職業審議会の小委員会で、職安法を改定するためのヒアリングが行われました。当時は、無料職業紹介を行っている日産労組、労供事業を行っている新運転、その他の労供労組を代表して労供労組協の三者が意見を述べました。なお、この会議には労働省数名が事務局として参加していました。

労供労組協林事務局長は、事前に提出した報告書に沿って、①団体の概要、②労供事業推進の考え方、③具体的な方針、④

参入も続いている。現時点では、伝統的労供事業職種の人數、事業高が大勢を占めていますが、今後はどうした新しい職種の事業の強化・拡大も共に進めしていく状況にあります。  
(労供事業に対する問題点と改善要望)

参議院の与野党連携の状況をにらみながら職安法を守り、労供強化の施策を引き出すことが必要になっています。

(要請項目)①職業安定法四四条・四五条を譲り、改悪しないこと②労働者派遣法を改悪しないこと③労働者供給事業促進の事業主性を認めること。

参議院の与野党連携の状況をにらみながら職安法を守り、労供強化の施策を引き出すことが必要になっています。

参議院の与野党連携の状況をにらみながら職安法を守り、労供強化の施策を引き出すことが必要になっています。

この一年間、①職安法の「不安定さ(雇用法制の動搖)」と「不完全さ(非事業主)」を補うための事業、②派遣事業と競合して、労働組合が派遣事業を開拓することにより、組織化を促進する、という目的で派遣事業についての検討を進めてきました。これらについて今回の総会で具体的な提案をします。

今回の総会は、今後の労供事



出席している委員からは、①労供事業の規模、②組合費(特に不就業中の場合)、③派遣との競合についての質問が出されました。どのわけ派遣との競合については「プロクラマー、添乗員、放送番組制作、出版の編集などが競合する。社会労働保険の適用を供給先に求めるために市場で不利に立たされている技術労働者だから教育が必要、組合で教室も持っているが一切の助成が得られない。能力開発制度も使はず差別されている。事業主こそが肝要である」と発言しました。

また、今年一月一日には連合の「職業紹介事業に係わるヒアリング」が行われ、労供事業

の概況及び連合への要望事項などを述べました。

## 第一六回総会を開催

国内の需給システムが大きく変貌しつつある中で、第一六回定期総会が開かれます。

